

郵便入札仕様書

入札条件

番号	2530010002
件名	平群町若葉台地区減圧弁更新工事
契約期間	契約日から 令和 8 年 3 月 1 3 日まで
入札書提出期日	令和 7 年 1 0 月 3 0 日 1 7 時 必着

今回の入札は下記の条件により実施します。

1 共通事項

別記事項のほか、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）、平群町契約規則（平成 9 年規則第 2 0 号）その他法令、規則などに基づいて行います。

2 条件事項

契約方法	☐ 指名 ☒ 一般 競争入札	議会の議決	☐ 要 ☒ 不要
入札方法	郵便入札	共通仕様書	県土マネジメント部共通仕様書
入札条件	配置予定技術者	最低制限価格	有
入札回数	1 回		
入札書宛名	奈良県広域水道企業団 企業長		

3 建設発生土等の処分内容

発生土等の種別	数量	単位	処分地等の名称
アスファルト殻	12.71	m ³	奈良県アスコン協同組合
残土	92.00	m ³	(株)大紀環境

4 質疑宛先

奈良県広域水道企業団 平群・三郷事務所
FAX 番号：0 7 4 5 （4 5）5 3 6 5

目 次

- 1 郵便入札注意事項
- 2 記入上の注意
- 3 入札書記載例
- 4 入札辞退届記載例
- 5 委任状記載例
- 6 現場代理人及び主任技術者等について
- 7 下請負を使用する場合について
- 8 建設業退職金共済制度について
- 9 特記仕様書
- 10 建設工事費の積算に伴う処分場について

(別添)

事前公表工事総括表 ※建設工事のみ

金抜設計書

図面

本工事費内訳表 ※建設工事のみ

配置予定技術者 ※建設工事のみ

1 郵便入札注意事項

1 質疑

質疑は、番号、件名、質疑内容、日付、商号名称、代表者を記載してファクシミリにて送信してください。質疑の回答は、ファクシミリにて通知します。

2 入札書郵送方法

入札書（※建設工事の場合、本工事費内訳書、配置予定技術者も同封）を入札書封筒に入れ、郵便入札仕様書と一緒に郵送用封筒に同封し「書留郵便」で平群・三郷事務所へ郵送してください。

封筒記載例

入札書封筒

必ず登録している使用印鑑で封印して下さい。

入札書を作成した日を記載してください。

表 入札書在中（提出日： 年 月 日）

郵送用封筒

番号

件名

印

入札参加者

住 所

商号名称

代表者

登録している使用印鑑で押印してください。

裏

表

6 3 6 - 0 9 3 8

書 留

提出日 令和 年 月 日
番号
件名

平群町若葉台四丁目二十三番一号
奈良県広域水道企業団
平群・三郷事務所 行
「入札書在中」

裏

入札参加者
住 所
商号名称
代表者

3 開札方法

担当職員 2 名において開札を行います。入札参加者で開札に出席を希望する場合は、開札予定時刻までに一般競争入札参加資格確認通知書を携帯して出席してください。代理人が出席される場合は、委任状が必要です。

4 くじによる落札者の決定

同価格入札者が 2 名以上あったときは、開札に引き続き、同価格入札者がくじを引き落札者を決定します。

最低制限価格（消費税を含んだ額）を設定した際、開札に参加しない同価格入札者の入札は、失格とします。くじ引きを同価格入札者が代理人へ委任する場合は、委任状が必要です。最低制限価格（消費税を含んだ額）を設定しなかった際、開札に参加しない同価格入札者の入札（くじ引き）は担当職員にくじを引かせるものとします。

5 落札結果

落札者のみに連絡します。

6 入札辞退

入札を辞退する入札参加者は、開札執行日前日 17 時までに入札辞退届と郵便入札仕様書を平群・三郷事務所宛に郵送してください。（普通郵便可）

※入札辞退届を提出せずに入札を辞退すると、失格となり 2 ヶ月間指名停止となります。

2 記入上の注意

項 目	注意事項
1 入 札 金 額	必ず金額の先頭（左端）に「¥」を記入してください。訂正、桁ずれ、わかりにくい場合は無効とします。 <u>最低制限価格（消費税を含んだ額）を設定した場合、入札書比較価格（消費税を除いた額）を上回る価格、または最低制限比較価格（消費税を除いた額）未満の価格で入札すると失格となり2ヶ月間指名停止となります。</u>
2 番 号	入札公告の番号のとおり記載してください。
3 件 名	入札公告の件名のとおり記載してください。
4 場 所	入札公告の場所のとおり記載してください。
5 あ て 先	入札公告の差出名を記載してください。
6 入 札 書	記載例を参考に作成してください。 「会社所在地の住所」、「商号名称」、「代表者」を記載してください。
7 委 任 状	記載例を参考に作成してください。 代理人が開札・くじ引きに参加される場合に必要です。 入札書に同封せずに、開札当日に持参してください。
8 入札書封筒	記載例を参考に作成してください。 日付は、作成した日を記載してください。

3 入札書記載例

◎ 入札書価格は、千円未満切り捨てで記載してください。

(千円未満の欄に 0 以外の数字を記入した場合は、千円未満を切捨てた金額を入札書価格とみなします。)

◎ 入札書価格は、消費税を除いた額で記載してください。

必ず金額の先頭（左端）
に「¥」を記入してくだ

入 札 書

		億		百万			千			円
		¥	1	0	0	0	0	0	0	0

1 番 号 ○○○○○○○○○○

2 件 名 △△△△△△△△△△△△

3 場 所 平群町×× 地内

4 入札保証金 免除（奈良県広域水道企業団契約規程第 4 条第 1 項の規定による）

入札心得を遵守のうえ、上記のとおり入札をします。

年 月 日

作成した日を記載してください。

奈良県広域水道企業団

企業長 山下 真 様

入札者

住所（所在地）

商号名称

代表者

使用
印

登録している使用印鑑を押印
してください。

注：会社印と実印の両方を登録している場合は、両方を押してください。

4 入札辞退届記載例

入 札 辞 退 届

番 号 ○○○○○○○○○○○

件 名 △△△△△△△△△△△△△△

理 由

具体的な理由を記載してください。

年 月 日

奈良県広域水道企業団

企業長 山下 真 様

住 所

商号名称

代表者

印

登録している使用印鑑を
押印してください。

5 委任状記載例

委任状

私は、受任者の氏名  を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 番号
- 2 件名
- 3 場所

この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の氏名及び私印を押印してください。

上記件名の入札に関する一切の行為を委任します。

年 月 日

奈良県広域水道企業団
企業長 山下 真 様

入札者

住所（所在地）

商号名称

代表者

登録している使用印鑑を
押印してください。



◎ 開札を代理人に委任する場合

一般競争入札参加資格確認通知書の携帯と併せて委任状を提出して下さい。

6 現場代理人及び主任技術者等について

請負者は下記の者を選任して氏名、その他必要な事項を届け出てください。

現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができます。

① 現場代理人

現場において請負人の任務を代行する者であり、工事現場に常駐し、その運営や取り締まり等を行わなければなりません。

奈良県広域水道企業団では、専任の配置を規定しています。

② 主任技術者

建設業者は請け負った建設工事を施工するために主任技術者を配置し、工事の施工に際し技術上の管理及び指導を行わなければなりません。

奈良県広域水道企業団では、専任の配置を規定しています。ただし、その現場の現場代理人を兼ねることができます。

③ 監理技術者

特定建設業者が発注者から直接工事を請け負い、そのうち5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上を下請施工させる場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置しなければなりません。

7 下請負を使用する場合について

建設工事を受注した建設業者が自ら施行する分を除いた他の工事を部分下請する場合は、「建設工事下請届出書」を監督員に提出しなければなりません。

建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び奈良県契約規則で、一括下請は禁止されています。また、部分下請についても制限が加えられ、これに違反した者は、営業停止等の行政処分になります。

工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の総額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上になるときは、下記のことを行わなければなりません。変更・追加をしようとする場合も同じです。

○施行体制台帳を工事現場に置く。

○施行体制台帳の写しを発注者に提出する。

○各下請負人の施工の負担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げる。

工事内容に「給水装置工事」が含まれる場合は、奈良県広域水道企業団が指定した「指定給水装置工事事業者」が施行しなければなりません。

建設工事を受注した建設業者が奈良県広域水道企業団が指定した給水装置工事事業者でない場合は、奈良県広域水道企業団が指定した「指定給水装置工事事業者」事業者へ部分下請が必要となります。

※給水装置工事・・・「給水装置（配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具）」の新設、改造、修繕、撤去の工事

8 建設業退職金共済制度について

この制度は、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るため、法律に基づいて設けられた国の制度です。

税法上、掛金の金額が、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われるもので、事業主にとっても有利な制度です。

- a 加入手続き・・・事業所所在地の建設業退職金共済機構（以下、「建退共」という。）の支部に「建設業退職金共済契約申込書」等を提出することにより行います。

◇ 奈良県支部の所在地

〒630-8241 奈良市高天町 5-1 奈良県建設会館内

TEL 0742-22-3345 FAX 0742-22-3346

- b 証紙購入額・・・証紙購入額は工事に従事する加入対象者の延べ就労日数に対応する額となっています。

○加入対象従業者数と当該加入対象従業者の就労日数を的確に把握することができる場合・・・延べ就労予定数の証紙を購入してください。

○加入対象従業者数と当該加入対象従業者の就労日数を的確に把握することが困難な場合・・・次頁の表を参考に、工種は主たる工事内容として算出してください。なお、この表は労働者の加入率を 70% として算出しています。

(注) 総工事費とは、請負契約額（消費税額及び地方消費税を含んだ額）と無償支給材料評価額の合計をいいます。

- c 「収納書」の提出・・・請負者は契約締結後、1 ヶ月以内に取扱金融機関で共済証紙を購入し、掛金収納書のうち 1 枚（契約者が発注者へ）を提出してください。

- d 「標識の掲示」・・・工事現場労働者の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」シールを掲示してください。

- e 「建設業退職金共済証紙貼附状況報告書」の提出・・・工事竣工後に提出してください。

9 産業廃棄物・建設発生土等の処分について

奈良県広域水道企業団における公共工事の産業廃棄物及び建設発生土の処分について

1 産業廃棄物の処分について

- (1) 既設舗装の破碎後にアスファルト殻及び既設構造物取り壊し後のコンクリート殻等の処分については、廃棄物処理法及び清掃に関する法律第14条第4項の許可を受けた処理業者とする。
- (2) 処分先及び処分量確認のため、「建設廃棄物処理委託契約書」（工事業者・処分地事業者・運搬業者との3者契約）及び「産業廃棄物処分業許可書」の写しを平群・三郷事務所へ提出してください。
- (3) 処分実施後は「産業廃棄物マニフェスト伝票」を提出し、これによって処分量の確認を受けるものとします。

2 建設発生土の処分について

- (1) 建設発生土の処分については、関係法令に基づく許可業者とします。
- (2) 処分実施後は、処分先及び処分量のわかるもの（伝票、日報、処分前・施工中・処分後写真）を提出し、これによって処分量の確認を受けるものとします。

3 その他

- (1) 工事請負契約締結後、以下の工事に該当する場合、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に必要事項を記入し施工計画書に含め、担当監督員に提出すること。また、工事完了後、速やかに実施状況を記録し、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を担当監督員に提出すること。
 - ・建築物に係る解体工事（床面積の合計80㎡以上）
 - ・建築物に係る新築又は増築の工事（床面積の合計500㎡以上）
 - ・建築物に係る新築工事等であって、新築又は増築の工事に該当しないもの（請負代金の額1億円以上）
 - ・その他の工作物に関する工事（請負代金の額500万円以上）
- (2) 工事着工前には、関係法令に基づく処分場の契約書の写し及び施工承認申請書を提出し、承認を受けるものとします。
- (3) その他の事項については、担当課と協議して定めることとします。

10 建設工事費の積算に伴う処分場について

(1) 施工承認申請書の提出

設計内容と異なる処分場にて処分する場合、又は内容に変更が生じる場合は、施工承認申請書と許可書の写しを担当課へ提出し承認を得てください。契約締結後、処分場の変更等が生じた場合、施工承認申請書等を提出し、承認を得てください。※承認後、変更契約の締結が必要になります。

(2) 設計金額の変更について

建設発生土に関して、担当監督員より他の公共工事先への流用等の指示があった場合は、変更するものとします。

1 1 共済証紙購入金額について

- 1 請負金額 1 0 0 万円以上 2 共済証紙購入金額を算出し、落札業者に渡してください。

工事番号			
工事名			
契約金額		共済証紙購入金額	

共済証紙購入の考え方について

下表は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の 7 割が建退共の非共済者であると仮定して算出したものです。

したがって、これを実際に活用する際には、下表に、(対象工事における労働者加入率 (％) / 7 0％) を乗じた値を参考としてください。

工事種別 総工事費	土 木					
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000～9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1,000～9,999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～49,999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～99,999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注) 総工事費とは、請負契約額 (消費税及び地方消費税を含んだ額) と無償支給材料評価額の合計をいいます。

- ①「収納書」の提出・・・請負業者は契約締結後、1 ヶ月以内に取扱金融機関で共済証紙を購入し、掛金収納書 (発注者用) を発注者に提出します。
- ②「建設業退職金共済証紙貼付状況報告書」の提出・・・工事完成后「建設業退職金共済証紙貼付状況報告書」の提出で加入状況の確認を行います。
- 請負者は「建設業退職金共済証紙貼付状況報告書」に必要事項を記載し、発注者に提出します。
- 発注者は請負者に、「建設業退職金共済証紙貼付状況報告書」の様式を渡してください。

発注者用資料

1 土木工事

工事種別	判断の目安（具体的な例）
舗 装	道路、駐車場、通路、空き地などを砂利・アスファルト等で整備舗装する土木工事。 ただし、管や電線路埋め戻しによる道路舗装(復旧)工事は除きます。
橋 梁 等	橋梁、高架道、モノレール等の高架鉄道、歩道橋、立体交差道、高架連絡橋（通路）などの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事。
隧 道	トンネル（沈理工法のものを含む）、地下鉄道、地下通路などの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事。 なお、地下街は「その他の土木工事」に区分されます。
堰 堤	(発電用や砂防などの)ダム、(防波、防潮、防砂、導流、消波堤等の)堤防、(可動堰等の)堰、防波水門、消波堤、護岸、よう壁、防災調整池、山腹工事などの土木工事及びこれらの工事に附帯する土木工事（地下水遮断工事、集水井工等の排水工事等）。
その他の土木 上記に属さない土木工事	（例） 切土部分の掘削、土取り場、岩等の掘削、構造物基礎の掘削などの土木工事、河川の排水機場、下水処理施設、廃棄物処理場、ゴミ処理場の建設工事、一般の道路、農道、林道、鉄道、軌道の築造などの土木工事、地滑り防止工事、山留工事などの土木工事、公園、緑地、広場、校庭、青空駐車場、霊園、動物園、植物園の造築などの土木工事。 空港滑走路、港の整備、築造などの土木工事 河川の整備、改修などの土木工事 農地、草地、開拓地、干拓地、農業用水路、ため池などの農業土木工事 土木構築物の解体工事 土地造成工事 上・下水道における管渠、共同溝、パイプラインなどの管(渠)工事及びこれに附帯する土木工事 路側道路標識設置・ガードレール敷設などの工事 道路清掃・道路白線敷設などの工事 道路等の防水工事・補修工事 防護柵、フェンス等の敷設工事

2 建築工事

工事種別	判断の目安(具体的な例)
住宅・同設備工事	マンション等の住宅や主に公務員の宿舍、寮、寄宿舍、合宿所の宿泊棟(準住宅扱い)などの住宅に該当する建築工事及びこれらの工事に附帯する設備工事。 これらの建物に附帯する物置、トイレ、土蔵、車庫などの附属建築物の建築工事を含む。 マンション、宿舍等の解体工事。建築で受注のマンション、宿舍等のはつり(外壁はがし)工事。マンション、宿舍等のビル外壁塗装工事。

非住宅・同設備 工事	官庁、校舎、〇〇センター、再開発ビル、研究所、博物館や美術館、病院、図書館、体育館、競技場、ドームスタジアム、観測所、職業訓練校、保養所や宿泊所、研修所、郵便局などの非住宅に該当する建築工事及びこれらの工事に附帯する設備工事。 これらの建物に附帯する物置、トイレ、車庫などの附属建築物の建築工事を含む。 官庁、学校等の解体工事。・建築で受注の官庁、学校等のはつり(外壁はがし)工事。 官庁、学校等のビル外壁塗装工事。
---------------	--

3 設備工事

工事種別	判断の目安(具体的な例)
屋外の電気等	屋外（地中、架空、水中などの）送電線、配電線、通信・電話線及びケーブル、光ファイバーケーブル、PHS等無線アンテナ、街灯、ライトアップ施設、これらの支持柱、支持鉄塔等並びにこれに設置された変圧設備などの工事。 信号機設置工事。・電線路共同溝(他の区分に属するものを除く)の工事。・これらの工事に附帯する土木工事。
機械器具設備	工場等における動力設備、機械基礎、築炉、変電設備、屋外電信・電話設備、電光文字設備、機械信号施設、遊技設備、有線・無線電話機械据付、無線電信機械据付、抗井（石油・天然ガスの掘削）設備、電気信号設備などの機械単独工事、各種プラント なお、建築物内の電力、冷暖房、空調、消防、昇降等の建築設備工事は「住宅・同設備工事」または「非住宅・同設備工事」に区分する。 これらの工事に附帯する土木工事。